

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和7年2月13日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 大立目 勇治

1 公募内容

(1) 件名

令和7年度長崎労働局及び長崎公共職業安定所に係る理想科学工業製
プリンター保守業務契約

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、B、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の参加資格を有する者であること。
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金及び労働保険）に加入しており、かつ該当する制度の保険料の滞納が無いこと。
- (6) 労働関係法令を遵守していること。
- (7) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (10) 公募意思表示期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法

令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 特殊な技術等の条件

別添仕様書の業務内容に必要な技術を有すること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 意思表示期限

令和7年2月28日（金）16時（必着）

(2) 意思表示先

〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

長崎労働局総務部総務課会計第一係 担当 末吉

TEL 095-801-0020

(3) 意思表示方法等

別紙1（記入したもの）を持参又は、郵送により提出すること。

5 その他

(1) 公募の結果、意思表示参加者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。

(2) 担当者等から提出される契約関係書類（契約書除く）については、押印の省略が可能であるが、事業者としての決定であること。

(3) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がありますので了承すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
長崎労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

「令和7年度長崎労働局及び長崎公共職業安定所に係る理想科学工業製プリンター保守業務契約」に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴局が公募する標記業務について応募したいので、その旨を表示します。なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込みもありません。
- 2 当社（私）は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険、国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険料の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
- 3 当社（私）は、その他入札参加資格を全て有しております。
- 4 当社（私）は契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。再委託先についても報告事項があることを知った場合にも同様に対応します。

この申立書に虚偽があった場合は、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償等を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、申立に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

【担当者】

所属部署 :

役職 氏名 :

TEL

仕様書

1 件名

令和7年度長崎労働局及び長崎公共職業安定所に係る理想科学工業製プリンター保守業務契約

2 保守対象機種及び設置場所等

別紙「プリンター一覧」参照

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、契約締結日（契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は契約内容等について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

4 業務の内容

(1) プリンター及びオプションを正常な状態で使用できるように発注者の要請に応じて技術員を機器設置場所に派遣し、常に正常な状態で機能が作動するよう保守及び調整を行うこと。

(2) プリンター及びオプションが故障した場合、技術員を機器設置場所に派遣し、速やかに正常な状態に回復させること。

なお、故障の際は、通報から2時間以内に官署へ到着できるよう、技術員を配置すること。

ただし、通報当日に到着できない場合は、担当者と協議の上、翌日（閉庁日を除く）の午前10時までに対応すること。

(3) プリンター及びオプションの保守点検等及び正常回復の実施にあたっては、作業開始前及び終了時、検査担当者に報告を行うこと。

なお、終了時には実施日時、機種名、機械番号、実施した点検等の内容、交換部品、機器の清掃状況等を記載した保守完了報告書を提出すること。

(4) 技術員は、作業の実施にあたって知り得た設置場所に関する業務上の秘密を外部に漏らしたり、または他の目的に利用しないこと。

(5) 委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

5 再委託に関する事項

(1) 契約に係る事務又は事業の全部を第三者（受託者の子会社〈会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。〉を含む。）に委託することはできない。

(2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

(3) 業務の一部を再委託する場合には、定められた様式により長崎労働局に対して再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。

(4) 業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、長崎労働局に対しすべての責任を負うものとする。

(5) 業務の一部を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(6) 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住

所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を提出しなければならない。

6 代金の請求及び支払いについて

- (1) 当方の検査担当職員による検査に合格しなければ、代金は支払わない。
- (2) 請求書の宛名は「官署支出官 長崎労働局長」とし、余白に振込先金融機関等の情報を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

件名：令和7年度長崎労働局及び長崎公共職業安定所に係る理想科学工業製プリンター保守業務契約

プリンター一覧

	設置場所	保守機種	保守オプション	年間印刷見込枚数
1	長崎労働局	ORPHIS GL9730	・ORマルチフィニッシャーM ・マルチフィニッシャーパンチユニット	1,035,868枚
2	長崎公共職業安定所		・ORマルチフィニッシャーS	1,465,094枚

長崎労働局 〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階

長崎公共職業安定所 〒852-8522 長崎市宝栄町4-25 3階

※年間印刷見込枚数は増減する